

要 望 書

全国市議会議長会は、令和2年度社会文教施策等に関する要望を別記のとおり議決いたしましたので、政府及び国会におかれましては、特段のご配慮を賜りますよう強く要望いたします。

令和元年11月

全 国 市 議 会 議 長 会
会 長 野 尻 哲 雄
(大分市議会議長)

全国市議会議長会社会文教委員会
委員長 伏 谷 修 一
(多賀城市議会議長)

目 次

1	多様な人材の市議会への参画促進	1
2	地方創生・地方分権改革の推進 及び地方税財源の充実確保	7
3	地域医療の確保	11
4	頻発・激甚化する大規模災害等からの 復旧・復興対策及び防災・減災対策等	13
5	医療保険制度	17
6	地域医療施策	19
7	保健衛生施策等	22
8	介護保険制度	24
9	少子化対策等	26
10	社会福祉施策	30
11	雇用対策	33
12	環境保全施策	34
13	文教施策	36

1 多様な人材の市議会への参画促進

地方分権が進み、市議会の役割と責任が増している。また、社会経済の急速な構造変化を背景に、市議会には、多様化する民意の市政への反映と集約が期待されている。

一方、議員の年齢構成、男女割合、職業分布など議会構成の現状が、これからの市議会の使命に沿うものか、疑問を呈する指摘も多い。

若者や女性、サラリーマンなど多様な人材の市議会への参画を促し、議会を活性化することは、多くの市議会の緊要な課題である。

加えて、先の統一地方選挙では、地方議会の無投票当選者の割合が高まるなど、小規模市議会では議員のなり手不足が深刻化している。今後、人口減少の加速により、議員のなり手不足が多くの市の共通問題になり得る懸念も否定できない。

多様な人材の市議会への参画を促す対策は、議員のなり手不足を克服する一助にもなると期待される。

このため、我々市議会は、各市の実情を踏まえ、主体的・持続的な議会改革を進め、それぞれ市の最高意思決定機関として、市民にとって魅力ある議会をつくる必要がある。

については、市議会の現状と課題について市民と双方向のコミュニケーションを深めるとともに、行政監視・政策提起能力の強化、政務活動費の適正な執行に努め、併せてICTを活用して議会運営の高度化・効率化を図るなど、議会に対する市民の理解と信頼の向上に取り組む。

同時に、多様な人材の市議会への参画を制度的に促進するため、労働法制の見直し、兼業（請負）禁止要件の緩和、広範多岐な議員活動の実態にふさわしい法的地位や報酬・福利厚生に係る仕組みの確立、さらに地方議会の一層の権能強化などに取り組む。

よって、国においては、下記事項について、一体的・総合的に検討し、成案が得られた方策から確実に実現されることを強く要望する。

記

第1 多様な人材の市議会への参画を促す環境整備

若者や女性、サラリーマンなど多様な人材の市議会への参画を促すため、以下の環境整備を図ること。

1 地方議会議員の位置付けの明確化

議会と長の二元代表制から構成される地方自治の重要性に鑑み、地方議会議員について、住民の代表者としての責務、住民全体の奉仕者としての責務、議会権能を遂行する合議体の構成員としての責務を議員の職責として地方自治法に明記し、議員の位置付けを明確化すること。

2 サラリーマンが立候補しやすい労働法制の見直し

今や就業者の9割をサラリーマンが占める。兼業・副業の意義が評価される中、若者や女性を含む幅広いサラリーマン層から市議会の議員に立候補しやすい、兼業を選択する場合も議員活動ができる、環境を整える必要がある。

このため、例えば、弾力的な休暇の取得や勤務時間の設定、議員活動のための休職など、労働基準法はじめ労働法制の見直しを行うこと。

3 兼業（請負）禁止要件の緩和

地方議会議員の兼業（請負）禁止について、例えば、議員が個人として該当する場合と議員が法人の役員として該当する場合で要件が異なる、長の場合と異なり議員が市の出資法人の役員である場合に兼業（請負）禁止の適用から除外されない、といった現行制度を見直し、兼業（請負）禁止要件が立候補の過度な規制とならないよう、所要の措置を講じること。

4 選挙制度の見直し

統一地方選挙での選挙実施割合が長期的に低下傾向にある。有権者が地方自治について考え、地方選挙への関心を高め、もって多様な人材の市議会への参画に資するため、まずは、長や議員の任期の状況に配慮しつつ、年間の地方選挙をその年の1又は2の特定日に集約する仕組みを検討すること。

併せて、便乗選挙の対象拡大、供託金の引下げ、一般市の長・議員等に係る税法上の寄付金控除制度の創設について検討すること。

5 小規模市における議員報酬の引上げ等を促進する財政支援

(議員報酬の引上げ)

小規模市議会の議員は、概して議員報酬の水準が低く、経済的に恵まれた議員は別として、兼業しなければ生計困難に陥りかねない実情にある。

一方、議会の役割が高まるに伴い、小規模市においても議員活動が年々増大、その内容も高度化・専門化し、現実には専業として活動せざるを得ないジレンマに苦悩する議員も多く、議員のなり手不足の一因にもなっている。

このため、住民の理解を得ながら、地域の実情に応じて生計維持が可能な水準まで議員報酬を引き上げることができるよう、小規模市に対する地方財政措置の強化を図ること。

(兼業議員のための所得損失手当の創設)

小規模市では、一度に議員報酬の大幅な引上げを図ることが現実的には困難な場合が多い。当面、サラリーマンも兼業を前提に議員活動を行わざるを得ない。

このため、サラリーマンとして雇用先と兼業する議員が休暇や休職等により雇用先から賃金カットを受けた場合、収入状況に応じ、収入減の一部を補填する所得損失手当(仮称)の創設を検討すること。

6 育児手当の創設

子育て世代の若者や女性の議会への参画を促進するため、期末手当のほか、育児手当の支給を可能とすること。

7 厚生年金制度への地方議会議員の加入実現

サラリーマン等が議員に転身しても切れ目なく厚生年金の適用を受けることができ、老後の生活や家族を心配することなく選挙に立候補できる環境を整備するため、厚生年金へ地方議会議員が加入できる法整備を図ること。

8 議会関連諸経費に対する地方財政措置の充実

(1) 小規模市議会が、地域の実情に応じ、事務局の体制を強化できるよう、小規模市の議会費に対する地方財政措置を強化すること。

(2) 以下の事項に係る経費を中心に、市の議会費に対する地方財政措置を充実すること。

- ① 議会内における保育スペースの設置や議会のバリアフリー化など議会関連施設の整備
- ② 本会議、委員会等のウェブサイト公開、議員に対するタブレット端末の配布（貸与）、議事の自動音声翻訳、その他議会のICT化の推進
- ③ 議員の調査研究、政策提起能力の涵養に資する研修会の開催、議会図書室の充実（公立図書館、大学図書館等との連携を含む）
- ④ 地域における子ども議会や女性議会の開催、有識者等との連携、その他市民との双方向のコミュニケーションの強化

9 地方自治教育の推進

教育の中立性の確保に十分配慮しつつ、地方自治とこれを支える地方選挙の重要性を子どもの時代から世代を超えて学習できる教育環境を整備すること。

第2 地方議会の権能強化

地方議会の行政監視機能や政策提起機能の充実を図る観点から、以下に掲げる地方議会の権能を拡大すること。

1 議長に対する議会招集権の付与

二元代表制の理念に則り、議会が自律的に活動を開始する制度を創設すること。

2 条例による契約の締結、財産の取得・処分の議決対象範囲の弾力化

議会の監視機能を強化するため、議決を要する契約に係る種類・金額の要件及び財産の取得・処分に係る面積・金額の要件について、地域の社会経済状況の差異と議決を契約単位とすべきとする最近の判例を踏まえ、政令で定める基準に従い条例で要件を定める現行制度を見直し、各自治体が地域の実情を考慮した基準により条例で要件を定めることができるようにすること。

3 予算修正権の制約の解消

議会の政策提案機能を充実させるため、現在、長の予算提案権を侵害してはならないとされている予算修正権の制約を見直し、議会の予算に対する関与を強化すること。

4 閉会中の委員会活動の制限の緩和

現行制度では、議会は、閉会中、その活動能力が失われ、例外的に議決により特定の事件を付託された委員会が、その付託された事件に限り活動能力が付与されている。

このため、常時活動している執行機関に対する適切な監視や、突発的な行政問題への迅速な対応に問題があることから、議会が閉会中でも委員会が活動できるよう現行制度の制限を緩和すること。

5 議会の招集日の変更

国の行政実例では、長が議会招集の告示をした後は招集日を変更することはできないとされており、多くの議会では、告示後に大きな災害・事故などによって議員の応招が困難な状況が生じた場合も、こうした扱いに従っている。最近の災害でも議員の応招が困難なため、定例会が流会となるおそれがあった。

このため、災害が多発する近況に鑑み、大きな災害・事故など議員の応招が極めて困難と認められる客観的理由が明らかにある場合、議会、とりわけ定例会の招集日の変更を可能とする措置を講じること。

2 地方創生・地方分権改革の推進 及び地方税財源の充実確保

我が国の急速な人口減少や少子高齢化が進む中、人口減少に歯止めをかけ、将来にわたり住みよい、活力ある地域社会を維持していくためには、地方創生の推進が不可欠である。

次期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」においては、地方創生に係る事業の円滑な実施のために必要な財源を継続的に確保するとともに、交通ネットワークなど社会基盤の整備を推進し、地域間格差を是正する方針が明確に示されることが重要である。

地方自治体は、地方創生に加え、福祉・医療サービスの充実や地域の防災・減災対策をはじめ、複雑多様化する行政課題への対応に迫られ、財政需要は増加の一途にある。今後とも地域の実情に応じた行政サービスを安定的に提供するためには、地方分権改革の更なる推進と、地方税・地方交付税等の一般財源総額の充実確保が不可欠である。

よって、国においては、地方創生・地方分権改革の推進及び地方税財源の充実確保に向け、特に下記の事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 地方創生の推進について

- (1) 次期まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定に当たっては、現行の地方創生推進交付金事業や地方創生拠点整備交付金事業などの枠組みにとどまることなく、これら事業の効果を高めるために必要な交通基盤の強化など社会資本の整備についても適切に位置付けること。
- (2) 未来技術（AI、IoT、ロボット技術等）の導入・普及によるSociety 5.0時代の社会経済の変化を見据え、各地域の事業・ビジネス、生活・学び、社会基盤・空間において期待される具体的変容イメージと実現までのプロセスを明示すること。

とりわけ、生活・雇用環境等に大きな影響力を持つA I（人工知能活用）については、次期総合戦略において、その有効かつ安全な利用に向け、人間中心のA I社会原則の視点を明確に盛り込むこと。

また、スーパーシティ構想の推進において、地方自治体から提案された規制緩和等の提言については、その実現に向けて積極的に取り組むこと。

- (3) 地方自治体が計画的に社会インフラの老朽化対策に取り組めるよう、防災・安全交付金、社会資本整備総合交付金及び公共施設等適正管理推進事業債等の所要額をはじめ十分な財源を確保すること。

また、将来にわたる老朽化対策の全体像を事業費や財源を含めて明確にし、総合的・計画的に対策の推進を図ること。

- (4) まち・ひと・しごと創生事業費を拡充・継続すること。また、算定に当たっては、条件不利地域や財政力の脆弱な市町村について考慮すること。

- (5) 地方創生推進交付金については、長期にわたる継続的なものとし、総額の確保を図るとともに、自由度の高い、より使い勝手のよいものとする。また、事業申請に係る手続を簡素化し、速やかに交付決定すること。

- (6) 地方創生拠点整備交付金や地方大学・地域産業創生交付金等については、地方の意見等を十分踏まえ、弾力的な運用と積極的な採用を図ること。

2 地方分権改革の推進について

- (1) 提案募集方式により、今後も、地方からの提案の実現に向けて積極的に検討・採用を行うとともに、「従うべき基準」の廃止又は参酌化を含めた更なる義務付け・枠付けの見直し及び国から地方への更なる事務・権限の移譲を行うこと。

なお、事務・権限の移譲等に当たっては、一般財源ベースでの適切な財源移転を一体的に行うとともに、人員等の課題については、地方の自主性・主体性を十分踏まえ、対応すること。

- (2) 地方自治体において、提案募集方式が一層積極的に活用されるよう、政府の情報発信と、提案に資する職員研修の充実を図ること。
- (3) 議会の自主性・自律性をより高め、各議会が地域の実情に応じ、自らの判断により権能を行使できるよう、地方議会の活動を制約している法令上の諸規定の更なる見直しを図ること。

3 令和2年度税制改正について

- (1) 地方財政の財源が大幅に不足している現状に鑑み、今後もきめ細かな行政サービスを安定的に提供していくため、地方税制の拡充強化に努めること。

その際、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築すること。

- (2) 法人事業税の収入金額課税は、受益に応じた負担を求める課税方式として、長年にわたり外形課税として定着し、地方税収の安定化にも大きく貢献している。

については、原子力発電所をはじめとする大規模発電施設は多大な行政サービスを受益していること、現時点では競争環境が必ずしも十分に整っていないこと、都道府県の大幅な税収減となった場合、市町村に交付される法人事業税交付金の減収につながることを踏まえ、同制度を堅持すること。

- (3) ゴルフ場利用税は、ゴルフ場所在市町村の特有の行政需要に対応するとともに、特に、過疎地域や中山間地域の財政力の脆弱な市町村にとって貴重な税財源となっていることから、現行制度を堅持すること。

- (4) 固定資産税は、市町村財政を支える基幹税であることから、その安定的確保を図ること。また、償却資産に係る固定資産税については、現行制度を堅持すること。

- (5) 令和2年9月30日までとされる自動車税・軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減について、期間の延長は断じて行わないこと。

4 令和2年度地方財政対策について

(1) 社会保障関係費の増大や地域の防災・減災対策、地域経済の振興など地域の活性化対策に的確に対応するため、地方税・地方交付税等の一般財源総額を充実確保すること。

その際、臨時財政対策債が累積することのないよう、その発行を縮小すること。

(2) 地方交付税については、引き続き財源保障機能と財源調整機能の両機能が適切に発揮できるよう総額を確保すること。また、地方の財源不足の補填については、地方交付税の法定率の引上げを含めた抜本的な見直しを行うこと。

(3) 法人住民税法人税割の更なる交付税原資化及び特別法人事業税・譲与税の創設により生じる財源については、その全額を地方財政計画に計上するなど、実効性のある偏在是正措置とすること。

(4) 地方自治体では不測の事態による税収減や災害等に備えて基金を積み立てており、今後も地方の基金残高の増加を理由とした地方交付税等の削減は行わないこと。

(5) 公共施設等適正管理推進事業費については、個別施設の維持管理、更新等に係る取組が本格化することから、引き続き十分な財源を確保するとともに、市町村役場機能緊急保全事業など公共施設等適正管理推進事業期間を延長すること。

3 地域医療の確保

自治体病院は、地域医療の確保と住民福祉の向上のため、公的医療機関でなければ対応することが困難な多くの不採算部門の医療を担うなど、社会的使命を果たしている。

そのような中、去る 9 月 26 日、厚生労働省から再編や統合等の再検討を求める公立・公的医療機関について、具体的な病院名が公表されたところである。

しかしながら、今回の公表は、公立・公的医療機関のみを対象として全国一律の基準により機械的に分析されたデータに基づいたものであり、関係自治体は、この分析結果に基づいて、今後、拙速な議論が行われることに不安と危惧を抱いている。

本格的な人口減少・超高齢社会においても、自治体病院が地域に必要なとされる良質な医療を持続的に提供していくためには、自治体病院の経営基盤の安定化を推進するとともに、医師不足等の早期解消を図ることが不可欠である。

よって、国においては、地域医療の確保に向け、特に下記の事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 地域医療構想について

- (1) 自治体病院の果たす役割は地域により異なるため、地域医療構想の実現に向けた取組について、各構想区域の実情を踏まえたものとなるよう都道府県に対しの確に助言すること。
- (2) 機能転換により自治体病院の経営に影響を及ぼすことのないよう財政支援措置を講じること。

- (3) 地域の医療提供体制の構築に向け、それぞれの地域の実情に応じた医療従事者の養成・確保などの取組を行うことができるよう、地域医療介護総合確保基金を十分に確保すること。

2 医療従事者の確保について

- (1) 特に医師不足が深刻な小児科、産科、外科、整形外科、麻酔科、精神科等については、医師確保のための緊急的かつ実効性のある支援措置を講じること。
- (2) 医師の地域偏在や診療科偏在等を解消するため、医師不足地域への一定期間勤務の義務付けや、診療科ごとの必要専門医数の養成などによる医療提供体制の均てん化施策を早急に実行すること。
- (3) 女性医師及び女性看護職員が仕事と出産・育児を両立できるよう、院内保育所の整備や復職支援の充実、短時間勤務制の導入など、安心して働き続けられる職場環境の整備を促進すること。

4 頻発・激甚化する大規模災害等からの 復旧・復興対策及び防災・減災対策等

本年9月の台風第15号、10月の台風第19号をはじめとする累次の台風災害、平成30年7月や令和元年8月の豪雨や土砂災害、大阪府北部を震源とする地震、北海道胆振東部地震等の自然災害が多発し、住民生活の安全・安心が脅かされる甚大な被害が発生したことから、防災・減災、国土強靱化の取組は喫緊の課題である。

こうした災害から、国民の生命、身体及び財産を守るためには、ハード・ソフト両面からの様々な防災・減災対策のより一層の推進が急務となっている。

よって、国においては、防災・減災対策の充実強化に向け、特に下記の事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 災害復旧・復興支援対策の充実強化について

- (1) 被災自治体の災害復旧・復興対策に万全を期すため、災害復旧・復興事業に要する経費の地方負担に対する支援措置の充実強化を図ること。また、将来の災害に備え、原形復旧にとどまらず改良復旧を積極的に推進すること。
- (2) 被災者が早期に自立した生活を送ることができるよう、災害救助法に基づく支援及び被災者生活再建支援制度等の拡充を図ること。また、被災者支援については、災害救助法や被災者生活再建支援法、国の補助金の活用など、趣旨の異なる支援制度が存在することから、被災者にとって分かりやすく、不公平感を招かない制度設計を行うこと。
- (3) 被災自治体においては、災害救助法や被災者生活支援に関する業務、災害復興計画の策定・実行に対する業務が増大するため、中長期的な人的・技術的支援措置を講じること。

- (4) 災害復旧事業（国庫補助対象分）においては、発災から3年間での予算執行が求められているが、近年の建設需要の増加により、入札不調となる例も多いため、予算執行期限の延長措置を講じること。
- (5) 災害復旧事業に関する国庫補助採択基準の緩和、手続きの簡素化・迅速化を図るとともに、被災した事業所施設等についても補助対象とするなど、補助対象施設の拡大を図ること。
- (6) 広域災害では、地域によって被害状況や必要な復旧・復興対策が異なることから、発生後、被害の全容を可及的速やかに把握できる体制とシステムを確立すること。

2 各種災害からの避難対策の強化について

洪水や土砂崩れなど各種災害の危険度や避難場所、避難経路などを事前に正しく理解し、災害発生時においては適切に避難行動をとれるよう、ハザードマップの活用を含めた防災知識の普及と啓発の一層の強化を図ること。また、地方自治体による適時的確な避難勧告等の発令に資するため、災害予測システムなどの新技術の開発・導入に係る十分な財政支援措置を講じること。

3 地震・津波・火山噴火対策等の充実強化について

- (1) 国土強靱化基本法、南海トラフ地震や首都直下地震等に係る特別措置法など災害関連諸法に基づく施策を着実に推進すること。特に、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」の確実な実施を図ること。また、令和2年度までとされている3か年緊急対策後も、必要な予算を確保し、対策を講じること。
- (2) 地震、津波及び火山噴火による被害を最小限にするため、観測・監視体制の強化を図ること。
- (3) 地震による建築物の倒壊から国民の生命を守るため、建築物の耐震診断・耐震改修に係る財政支援措置や技術力の確保に関する取組の充実強化を図ること。

4 台風・集中豪雨・豪雪対策等の充実強化について

- (1) 頻発・激甚化する台風や集中豪雨などによる被害を防止・軽減するため、ハード・ソフト対策を連携させた水害・土砂災害対策、山地災害対策等の推進及び気象観測体制の強化を図ること。
- (2) 浸水被害により発生した災害廃棄物については、被災市町村等が実施する災害等廃棄物処理事業の対象に半壊以下の家屋も加えるなど、制度の見直しを図ること。
- (3) 災害に伴って発生した漂流・漂着物や海底の堆積物の回収・処理については、国の費用負担により実施すること。
- (4) 豪雪被害に係る除排雪経費の所要額の確保や地域除排雪体制の整備など各種雪害対策の充実強化を図ること。

5 防災・安全に資する社会資本整備事業への支援について

- (1) 緊急防災・減災事業債制度を恒久化するとともに、元利償還金に対する交付税措置の充実、対象事業の拡大を図ること。
- (2) 地方自治体が計画的に社会インフラ等の防災・減災対策、老朽化対策などの事業を執行できるよう、防災・安全交付金及び公共施設等適正管理推進事業債の所要額の確保など十分な財源を確保するとともに、期間の延長を図ること。
- (3) 社会インフラ等の老朽化対策について、ハード・ソフト両面からその全体像を財源調達方法や財源規模を含めて明確にし、自由度の高い交付金の創設など、総合的・計画的な対策の推進を図ること。
- (4) 激甚化する集中豪雨の発生頻度が高まっている近年の状況と、台風被害によって広域的に多数の堤防が決壊、河川が氾濫した事態に鑑み、治水計画や堤防の強度等に係る基準の検証・見直しを図ること。
- (5) 堤防等の治水に係る基盤整備を着実に推進するため、十分な財源措置を講じること。その際、地方に対する財政支援について、十分に配慮すること。

(6) 大型で強い台風による暴風などに備え、送電・配電施設の強靱化、非常用電源対策の強化に事業者とともに国は取り組むこと。また、ライフラインの停止や復旧活動の状況、復旧見込み等の情報について、国、ライフライン事業者、地方自治体が共有し連携して対策が講じられるよう、対応策を検討するとともに、指定公共機関である事業者への指導に努めること。

6 消防防災体制の充実強化について

- (1) 地方自治体の消防防災体制の一層の充実を図るため、消防防災施設・設備整備に対する財政措置を拡充すること。
- (2) 地域の防災力の強化を図るため、消防団の装備の充実や団員の待遇改善等に対する財政措置を拡充すること。

7 医療救護体制の充実強化について

災害発生時に入院患者の安全の確保や被災者に対する適切な医療を提供するため、医療機関の耐震化や医薬品・資機材の整備、医療救護に係る人材育成・確保など医療救護体制の充実強化を図ること。

8 原子力発電所の安全・防災対策の充実強化について

東京電力福島第一原子力発電所事故の原因や対応の検証結果を踏まえ、速やかに万全の安全対策及び防災対策の強化を図ること。

5 医療保険制度

医療保険制度は、高齢化の急速な進行に伴う医療費の増加等による給付費の増大により極めて厳しい状況にある。こうした中、今後も国民皆保険制度を維持していくためには、医療保険制度を一本化するなど抜本的改革が必要である。

また、抜本的改革の過程においては、国民健康保険制度及び後期高齢者医療制度の安定的な運営のため、その運用改善や財政措置などの対策も求められている。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 医療保険制度改革について

国民健康保険制度と他の保険制度との負担の公平化を図り、長期的に安定したものとなるよう、すべての国民を対象とする医療保険制度の一本化など抜本的な改革を早期に行うこと。

なお、制度改革に当たっては、地方自治体の意見を十分尊重し、新たな地方負担や保険料（税）負担が生じないように配慮すること。

2 国民健康保険制度について

(1) 平成27年度から実施された保険者への財政支援の拡充1,700億円と併せ、28年12月22日社会保障制度改革推進本部決定により確約した毎年約1,700億円の財政支援等について、引き続き国の責任において確実に行うこと。

また、新制度の運用状況を踏まえながら、持続可能な社会保障制度の確立を図るため、更なる公費拡充の検討も含め、引き続き地方と協議し、必要な見直しを行うこと。

- (2) 子どもの医療費助成等の地方単独事業を実施している市町村に対する国庫負担減額調整措置を全面的に廃止するなど、財政支援の充実を図ること。
- (3) 低所得者層の負担を緩和するため、保険料（税）軽減制度の更なる拡充を図ること。
- (4) 保険者に義務付けられる特定健診、特定保健指導に係る事業費等について、実態に即した基準単価の引上げなど十分な財政措置を講じること。
- (5) 保険料（税）の徴収事務の委託に係る経費について、市町村の負担が生じないように、必要な財政措置を講じること。
- (6) C型肝炎新薬の影響による医療費増加に対する措置として、特別調整交付金による支援措置を講じること。
- (7) 国民健康保険制度の普通調整交付金が担う地方団体間の所得調整機能については、配分方法等の見直しは行わず、保険者へのインセンティブ機能を担うものとして、平成30年度に創設された「保険者努力支援制度」を有効に活用すること。

3 後期高齢者医療制度について

後期高齢者医療保険料における軽減特例の見直しに当たっては、低所得者に十分配慮した激変緩和措置を講じること。

6 地域医療施策

地域医療は、深刻な医師不足・偏在等により、非常に厳しい状況下に置かれていることから、地域住民が安心して一次医療から三次医療まで必要かつ良質な医療を持続的に受けられる施策を講じることが求められている。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 医師不足・偏在対策等について

- (1) 明確な医師需給見通しに基づく医師確保の基本方針を定め、計画的な医師養成を進めること。また、大学医学部入学定員の増員措置を引き続き講じること。
- (2) 地域枠制度をより効果的なものとするため、特に医師が不足している内科、産科、脳神経外科、麻酔科等の医師養成に配慮するとともに、地域の二次医療を支える中核病院に重点を置いた地域枠医師の配置、地域枠医師数の拡大を図ること。
- (3) 新専門医制度の運用に当たっては、医師の地域偏在、診療科偏在を助長するなど地域医療に影響を及ぼすことのないよう、地方の意見を踏まえ適切に対応するとともに、全国均等な専門医の配置など実効性のある医療提供体制の整備を進めること。
- (4) 医師不足が深刻な地域の中小病院において、総合診療医を育成・定着する仕組みを構築すること。また、都道府県の地域医療対策協議会が中小病院への医師派遣を安定的に行えるよう、その取組に対する支援を充実強化すること。
- (5) 臨床研修医の地域への適正配置、充実した臨床研修体制の整備を促進すること。

- (6) 女性医師及び看護職員が仕事と出産・育児を両立できるよう、院内保育所の整備や復職研修の充実、短時間勤務制の導入など、働きやすい職場環境の整備を促進すること。
- (7) 看護師や助産師など医療を支える専門職の確保・養成及び地元への定着等を図るため、養成機関や研修体制の充実及び勤務環境の改善など適切な措置を講じること。
- (8) 地域医療介護総合確保基金について、医療従事者の確保・養成、在宅医療の推進、病床機能分化・連携を図るため、十分な財政措置を講じること。
- (9) 原子力災害の影響等による東北地方の深刻な医師不足の状況に鑑み、当該自治体が行き組む地域医療の確保・充実のための施策に対し、十分な財政支援措置を講じること。

2 救急医療の充実確保について

- (1) 救急医療体制を確保するため、二次救急医療機関において不足する医師を安定的・継続的に派遣するなど実効性のある対策を講じること。
- (2) 軽度な症状でも安易に夜間や休日の救急医療機関を受診する、いわゆる「医療のコンビニ化」が医師の過酷な勤務環境の誘因となるため、医療機関の適切な受診を心掛けるよう広く国民に啓発すること。

3 自治体病院への財政措置等について

- (1) 地域医療の中核を担う自治体病院の経営基盤安定のため、特に小児医療、救急医療、精神科医療、へき地医療、高度医療、周産期医療等の不採算部門に対し、地方交付税措置等を拡充強化するとともに、自治体病院による診療体制を強化する支援策を講じること。
- (2) 自治体病院における勤務医の確保のため、勤務実態を踏まえた処遇改善等に係る財政措置等の支援策を講じること。

4 国立病院機構の機能強化等について

独立行政法人国立病院機構の各病院について、安易な統合廃止等を行うことはせず、地域の実情に沿った改革を行うこと。

また、民間病院では補えない大規模災害時における初期救急医療体制の充実強化を図るための災害拠点病院や、災害拠点病院を支援・補完する役割を担う災害医療支援病院として、機能強化及び充実させること。

7 保健衛生施策等

健康で安全・安心な生活を確保するため、薬物乱用防止対策、がん対策のほか、良質な水道水の供給確保など、保健衛生施策の充実が求められている。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 薬物乱用防止対策について

青少年に対し、薬物乱用の危険性についての正しい理解と規範意識の醸成のための薬物乱用防止教育を徹底し、青少年が薬物乱用に巻き込まれないよう、引き続き、未然防止策を強化するとともに、薬物乱用の根絶を図るための施策を推進すること。

2 麻しん（はしか）等対策について

- (1) 感染者の多い20代から40代が確実かつ速やかにワクチン接種できるよう、当年代に対する麻しん予防接種を定期接種化するなど実効性のある対策を講じるとともに、国が責任をもって財源を確保すること。
- (2) 海外からの輸入症例を契機として、麻しん感染を防止し、麻しん排除の状態を維持するため、海外渡航予定者に対し予防接種を実施するよう、より強い注意喚起を行うこと。
- (3) 定期接種を含む対策に必要となるワクチンについて、国の主導により、安定的な供給体制及び地域ごとに在庫の偏在が生じない流通体制を整備し、滞りなく予防接種が実施できるようにすること。

3 子宮頸がん予防ワクチン接種について

- (1) 子宮頸がん予防ワクチンの接種と副反応について、早期にその因果関係を解明し、治療法の確立に向けた取組の更なる推進を図るとともに、医療従事者に対し適切な情報提供を行うこと。
- (2) 予防接種健康被害救済制度の積極的な適用を図るとともに、定期接種以前の被害も含めた子宮頸がん予防ワクチン接種に係る独自の救済制度を創設すること。

4 発達障害が疑われる子どもへの支援について

- (1) 未就学児の療育の質的、時間的な充実を図るため、地域療育センター等の設置を促進すること。
- (2) 発達障害児がクラスに一定数いることを前提として職員配置基準を見直すとともに、財政支援を拡充すること。
- (3) 発達障害に関する国の専門機関を設置し、保護者への啓発を行うとともに、支援及び相談体制を充実すること。

5 水道事業について

- (1) 緊急時給水拠点確保等事業について、採択基準における資本費単価、水道料金等の要件の撤廃又は緩和を講じること。
- (2) 水道管路緊急改善事業について、採択基準における水道料金、給水収益に占める企業債残高等の指標値を撤廃又は緩和するとともに、対象となる水道管の布設経過年数の要件の緩和を講じること。また、配水支管までを交付対象とすること。
- (3) 浄水場や基幹管路など水道施設の再構築及び水道施設の安全強化のための施設整備に関する国庫補助採択基準の緩和も含め、財政措置の充実を図ること。
- (4) 水道施設等の災害復旧事業に関する国庫補助採択基準の緩和、手続の簡素化・迅速化を図ること。また、被災した事業所施設等についても補助対象とするなど、補助対象施設の拡大を図ること。

8 介護保険制度

介護保険制度の保険者である市町村は、利用者の増加等による給付費の増大などにより、厳しい財政運営を強いられている。

今後の超高齢社会に対応し、安定的に制度を運営するためには、市町村における事業実施の状況等を踏まえた制度設計及び各地方自治体への財政支援等の拡充が不可欠である。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 介護サービスの基盤整備について

地域医療介護総合確保基金の配分に当たっては、地域医療構想の実現及び地域包括ケアシステムの構築のため、地方自治体の意向を十分に踏まえるとともに、地域の実情に応じて柔軟に活用できる制度とし、将来にわたり十分な財源を確保すること。

2 介護従事者の確保・養成について

- (1) 介護職員処遇改善加算の取得を更に推進するなど、人材確保につなげること。その際には、保険料や地方負担に及ぼす影響について十分配慮すること。
- (2) 介護従事者となるための資格取得費用の貸与又は一定額の補助制度を早期に創設すること。
- (3) 介護従事者のスキルアップ及び円滑な業務遂行のため、研修制度の充実を図ること。
- (4) 介護従事者の就労環境の整備及び事業所の安定運営のための財政措置など、介護従事者が働きやすい環境づくり、離職しない体制づくりを行うこと。

3 財政運営について

介護保険の調整交付金は、保険者の責めによらない要因による第1号保険料の水準格差の調整を行うものであることから、その機能を損なうような見直しは行わないこと。また、保険者機能強化推進交付金の財源に調整交付金を使わないこと。

4 居宅介護支援事業所の管理者要件について

居宅介護支援事業所の管理者を主任介護支援専門員（主任ケアマネージャー）とする要件に係る経過措置期間について、最低でも6年（令和6年3月末）以上とすること。

9 少子化対策等

我が国においては、長年にわたり合計特殊出生率が低水準にあり、少子化傾向は依然として深刻な状況にある。

少子化の進行に歯止めをかけるためには、誰もが安心して子どもを産み育て、子どもたちが健やかに育つことができるような社会的支援と環境整備が不可欠である。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 子ども・子育て施策について

- (1) 幼児教育・保育の無償化については、認可外保育施設の質の確保・向上をはじめとする諸課題に対し、「幼児教育の無償化に関する協議の場」において、引き続き地方と十分協議すること。
- (2) 保育人材を確保するための総合的対策を講じること。特に、保育士の処遇改善が図られるよう、保育所等の運営に係る委託費等を大幅に引き上げること。
- (3) 保育人材の育成や潜在保育士の掘り起こし等においても、更なる賃金改善とともに、諸帳簿の簡略化、ICTの積極的活用による業務の省力化、魅力ある職場としてのイメージアップ戦略、保育士を目指す人材への奨学金制度の充実等の措置を積極的に講じること。
- (4) 職員配置の改善（1歳児の職員配置を6：1から5：1、4・5歳児の職員配置を30：1から25：1）等に必要な予算の確保を図ること。
- (5) 現状の療育支援加算等では障害児等の支援に必要な費用を賄うことが困難なため、受入施設への財政支援等により障害児の受入促進を図ること。

- (6) 公定価格における地域区分の設定について、地域の実情に応じた適切なものとなるよう見直すこと。
- (7) 在宅で育児をする世帯など多様な保育形態の公平性に配慮し、地域子育て支援拠点事業等への財政措置の充実を図ること。
- (8) 認定こども園の普及・移行に際し必要となる施設整備費や運営費について、十分な措置を講じること。また、移行に伴い自治体の財政負担や事務が増えないよう配慮するとともに、引き続き情報提供に努めること。
- (9) 認可外保育施設の質の確保・向上については、児童福祉法に基づく指導監督を徹底するための支援や認可保育施設への移行を進めるための技術的・財政的支援など所要の措置を講じること。
あわせて、国において認可外保育施設等の実態を正確に把握するとともに、市町村と都道府県が認可外保育施設等の情報を速やかに共有するための仕組みを構築すること。
- (10) 子ども・子育て支援新制度施行後5年の見直しにおいては、実施主体である市町村が総合的な子育て支援施策を展開することが可能となるよう、地域の実情を十分に踏まえ、補助単価等を実態に即して適切に設定するとともに、補助事業の簡素化や事務負担の軽減を図ること。

2 保育所の待機児童解消について

- (1) 令和2年度末までに待機児童を解消するための「子育て安心プラン」の前倒し等に必要な財源については、国の責任において確保すること。
- (2) 待機児童数が多い地方自治体のうち、特に財政力の低い自治体に対し、緊急的な保育士等確保のための特段の財政支援を行うこと。
- (3) 待機児童解消に向けた施設整備を更に加速するため、「保育所等整備交付金」「保育対策総合支援事業費補助金」等の施設整備に係る補助率の嵩上げ措置を継続すること。

- (4) 三大都市圏の一部に限り待機児童解消までの一時的措置として認められている居室面積基準の特例を、全市町村へ拡大すること。
- (5) 仕事と家庭を両立できる環境づくりを進めるため、更なる育児休業期間の拡大、育児休業時の経済的支援及び企業への啓発等により育児休業の取得率の向上を図るなど、待機児童解消につながる対策を講じること。
- (6) 待機児童であることを証明する「保育所入所保留通知書」の取得がなくても、保護者の希望に応じて、子どもが2歳になるまで育児休業の取得延長及び育児休業給付金の受給が可能となる制度とすること。

3 放課後児童対策について

放課後児童クラブについて、「新・放課後子ども総合プラン」に掲げる令和3年度末までに約25万人分を整備し、待機児童の解消を図るとの目標を達成するため、安定的財源を確保すること。

また、放課後児童支援員の確保に向けた処遇改善の補助の拡充や補助要件の緩和など、対策の充実・強化を図ること。

4 児童虐待防止対策について

- (1) 「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」をより実効性のあるものとするため、児童相談所や市町村の体制整備、専門的人材の確保に対し必要かつ十分な財政支援措置を講じること。また、持続的な人材育成に向け必要な措置を講じること。
- (2) 緊急時において、「市区町村子ども家庭総合支援拠点」が児童福祉法で定める一時保護の権限を行使できるようにすること。
- (3) 児童養護施設等について、「社会的養護の課題と将来像」に掲げられた職員配置基準の引上げ以外の項目を実現するとともに、職員配置基準に係る「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」の改正を行う際は、一定の経過措置を講じるよう配慮すること。

5 不妊治療への財政措置について

不妊治療に係る経済的負担を軽減するため、同治療に対する助成制度の拡充を図ること。

6 子ども医療費助成制度について

子どもの医療費助成の対象を少なくとも未就学児までとするなど、地域間格差が生じることのないよう全国一律の制度を創設すること。

7 子どもの貧困対策について

(1) 「子供の貧困対策に関する大綱」の見直しに当たっては、子どもの貧困対策と自立支援を総合的に推進するため、教育の支援、生活の支援、保護者に対する就労の支援、経済的支援等について、地方と一体となって必要な支援を加速・充実すること。

(2) 貧困の世代間連鎖を断ち切るため、母子父子寡婦福祉資金の貸付限度額の引上げなど、ひとり親家庭への支援策を拡充すること。

また、児童養護施設等の小規模・地域分散化に要する施設整備への財政支援や、地域子供の未来応援交付金の予算拡充と対象事業の拡大による地方独自の取組への支援を図ること。

(3) 生活困窮者自立支援法に基づく子どもの学習援助事業について、国の補助割合を拡充すること。

10 社会福祉施策

すべての人々が安心して社会生活を営んでいくためには、障害者施策、認知症対策及び生活保護制度など社会福祉施策の着実な推進と実務を担う地方自治体への財政支援が必要である。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 障害者施策について

- (1) 障害者及びその家族が、住み慣れた地域で尊厳を持って暮らせるために、日中活動の場としての生活介護施設、住まいの場としてのグループホーム施設の整備を計画的かつ確実に行うことができるよう、社会福祉施設整備費国庫補助金について、必要かつ十分な予算を確保すること。
- (2) 障害者総合支援法における自立支援給付のうち訪問系サービスに係る国庫負担基準は、市町村のサービス支給実態を反映しておらず、市町村に財政負担を強いていることから、国庫負担基準を撤廃するとともに、市町村が支弁した額の2分の1を国が負担するよう財政措置を講じること。

2 認知症施策について

- (1) 国や地方自治体をはじめ、企業、地域が力を合わせ、認知症の人やその家族を支える社会を構築するため、認知症基本法案を速やかに成立させること。
- (2) 認知症の疑いのある人や診断直後に生じる空白期間（支援体制ができるまでの期間）については、本人が必要とする支援や情報につながるができるよう、認知症サポーターの活用等による支援体

制の構築を図ること。

(3) 若年性認知症の支援について、若年性認知症支援コーディネーターの効果的・効率的な活動を推進するため、コーディネーターに対する研修など支援体制の充実を図るとともに、本人の状態に応じた就労継続や社会参加ができる環境の整備を進めること。

(4) 認知症の全国規模の疫学調査と疾患登録に基づくビッグデータの活用を通し、有効な予防法や行動・心理症状に対する適切な対応方法の確立・普及など認知症施策の推進に取り組むこと。

また、次世代認知症治療薬の開発・早期実用化や最先端の技術を活用した早期診断法の研究開発を進めるとともに、認知症の人の心身の特性に応じたリハビリや介護方法に関する研究を進めること。

3 生活保護制度について

(1) 生活保護に係る経費について、国標準の査察指導員及び福祉事務所現業員（ケースワーカー）の配置に係る人件費等を含め全額国庫負担とすること。

(2) 高齢者層を生活保護から分離し、年金制度と整合した生活保障制度を新設すること。また、生活保護との整合性を持たせるため、年金など社会保障制度や最低賃金制度等を見直すこと。

(3) 不正受給を防止するため、実施機関の調査権の強化や現物給付への転換等を図ること。

(4) 医療扶助等（介護扶助、施術を含む）の適正化に向け、過剰な医療行為を審査・制限する仕組みや基準の設置、一部自己負担の導入、不正行為に対する罰則強化等の対策を講じること。

(5) 各種生活支援サービスを提供している民間住宅に居住する高齢の生活保護受給者が適切にサービスを受けられるよう、必要な措置を講じること。

4 骨髄移植ドナーへの支援について

- (1) 事業主向けに策定した労働時間等見直しガイドラインにおいて、ドナー休暇制度を明示するなど企業等の取組を促進すること。
- (2) ドナー休暇を制度化するとともに、ドナーが骨髄等の提供に伴う入院、通院、打合せ等のために休業する場合の補償制度を創設すること。

5 医療的ケア児への支援について

- (1) 医療的ケア児支援の先進事例を集積し、保育・学校現場等での運用に資する積極的な情報提供を行うこと。
- (2) 地方自治体等が保育・学校・通所支援等の現場で医療的ケア児を受け入れる際の課題について、必要な措置を講じることができるよう財政支援を行うこと。
- (3) 医療的ケア児支援のための人材確保・育成のため、更なる予算措置の拡充など必要な措置を実施すること。
- (4) 医療的ケア児を受入可能な児童発達支援事業や放課後デイサービス等の事業所の増加など、社会資源不足の解消に向けた財政支援を拡充すること。
- (5) 居宅訪問型の一時保育制度や居宅で宿泊を伴うケアが可能となる制度を創設するなど、医療的ケア児支援策の拡充に向け、具体的な施策や制度改正を早期に検討し実施すること。

6 民生委員・児童委員の活動環境の整備について

民生委員・児童委員が活動しやすい環境を整備するため、なり手不足対策として企業等への働きかけを強化するとともに、地域支援者間における個人情報の共有に係るガイドラインの構築や民生委員活動費等の見直しを図ること。

11 雇用対策

我が国の雇用情勢は、昨今の景気回復基調により持ち直しの動きが続いており、完全失業率は低下しつつあるものの、依然として厳しい状況にあることから、地域雇用対策や若年者雇用対策の、より一層の充実が求められている。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 地域雇用対策について

地域住民の雇用の場を確保し、その安定を図るとともに、能力開発・再就職支援対策等を強化すること。また、地方自治体の実施する雇用安定・創出の取組に対する支援を充実すること。

2 雇用環境改善・女性活躍推進について

- (1) 若者や女性等がより働きやすい環境を整備するため、正規雇用の拡大や非正規雇用労働者の正規雇用への転換の促進など、地方における雇用環境の改善に資する制度の充実を図ること。
- (2) 女性の管理職登用・職域拡大、女性リーダーの育成を図るなど、女性就業率や指導的地位に占める女性の割合を着実に高める施策を講じること。
- (3) 女性が出産・育児や介護を理由に退職することのないよう、仕事と家庭の両立支援策の推進や貧困等困難を抱えた女性が安心して暮らせる環境整備など、女性の活躍に資する政策の強化を図ること。

12 環境保全施策

環境・生態系を保全し、循環型社会への転換を図るため、地球温暖化対策、廃棄物処理対策、リサイクル対策等の施策が国と地方の連携の下に推進されている。これら施策の実務を担う地方自治体の役割は大きく、その円滑な運営には、各種施策の改善と適切な財政支援が必要である。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 地球温暖化対策について

温室効果ガスの大幅削減に向け、地方自治体が行う再生可能エネルギーの普及とエネルギーの効率的利用を促す取組への支援を拡充強化するとともに、複数の地方自治体が共通目標を掲げ、その達成のために連携して取り組む各種施策の推進に必要な支援を行うこと。

2 廃棄物処理対策について

廃棄物処理・リサイクル施設の整備に対する財政措置を拡充すること。また、廃棄物処理施設の解体等に対し、適切な財政措置を講じること。

3 リサイクル対策について

- (1) 容器包装リサイクル制度について、拡大生産者責任の原則に基づき、事業者責任を強化すること。また、リターナブル容器等の普及拡大、デポジット制度の導入促進等により、廃棄物の発生抑制を図ること。
- (2) 不法投棄家電製品のリサイクル費用等について、地方自治体の負担とならないよう対策を講じること。また、家電製品の不法投棄を

未然に防止するため、リサイクル費用のデポジット制度の実施など実効性のある施策を講じること。

4 海岸漂着物対策について

地方自治体が行う海岸漂着物の処理に要する経費について、引き続き財政措置を講じること。

5 アスベスト対策について

建築物解体時等におけるアスベスト粉塵の飛散防止の徹底、不適正処理対策の強化等を着実にを行うこと。

また、学校、医療機関など公共施設のアスベスト対策について、所要の財政措置を講じること。

6 皮革排水処理への支援について

皮革排水処理に対する抜本的な支援制度を創設すること。

7 放射性物質モニタリングについて

海域及び水環境のモニタリングについて、対象範囲を適切に設定し、定期的かつ継続的な実施を図ること。

13 文教施策

各地方自治体においては、独自の財源による少人数学級や特区制度の活用など様々な施策を展開しているが、子どもたちの豊かな人間性や創造性を育む教育を推進するためには、文教施策の更なる充実強化を図ることが不可欠である。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 教職員の人材確保と働き方改革について

- (1) 特別な配慮を必要とする児童生徒の増加、新学習指導要領の円滑な実施、教職員の働き方改革など山積する様々な課題に対処できるよう、教職員定数を長期的な視点から安定的に確保するとともに、加配定数の一層の拡充や財源の充実確保を図ること。
- (2) 学校と地域の連携や教諭の授業をサポートするアシスタントを増員すること。

2 学校のICT環境整備について

- (1) ICTの活用等による学校業務の効率化や事務の精選、勤務時間の適正な管理を行うこと。
- (2) 通信環境の整備はもとより、備品購入に係る経費やICT支援員の確保、各システムやソフトウェアの導入の経費等について、地域の実態に即した財政支援措置を講じること。

3 小学校外国語教育の整備について

ALT（外国語指導助手）又は外国語専任講師の1校1人の配置が可能となるよう財政支援措置を講じること。

4 少人数教育の推進について

定数改善計画の早期策定・実施、小学校第2学年から中学校第3学年までの学級編制基準の35人への引下げ等により、地域や学校の実情に応じたきめ細かな少人数教育を更に推進すること。

5 特別支援教育について

- (1) 特別支援教育について、必要な教職員等の確保や研修等の施策を充実し、十分な財政措置を講じるとともに、継続的な支援員を確保し配置できるよう、支援員派遣事業の補助制度を創設すること。
- (2) 特別支援学級の学級編制基準について、知的障害児学級は5人、自閉症・情緒障害児学級は3人に引き下げるなど充実を図ること。

6 いじめ防止対策について

- (1) いじめ防止対策推進法に基づき学校に設置されるいじめ防止対策のための組織について、心理や福祉に関する専門的知識及び豊富な経験を有する者の派遣に対する財政支援措置等を講じること。
- (2) 子どもの立場に立ったスクールカウンセラーの在り方について、地方自治体と協議を行うこと。
- (3) 養護教諭の大規模校常勤複数体制の確立を図ること。

7 学校施設の耐震化・老朽化対策等について

学校施設の耐震化や老朽化対策、防災機能強化等に対する学校施設環境改善交付金対象事業に必要な財源を確保すること。

また、内部改修と外部改修工事を別々に実施する場合も交付対象事業とするなど、各地方自治体の財政状況を考慮した老朽化対策が実施できるよう、より柔軟な支援とすること。

8 学校施設における空調設備設置について

- (1) 学習環境の早急な改善が図られるよう、学校施設への空調設備設置の促進に向けた十分な財政措置を講じるとともに、各地方自治体において必要となる光熱費が確実に措置されるよう、財政支援を拡充すること。
- (2) クラブ活動や地域の諸行事のほか災害時に避難所として使用される小中学校の体育館への空調設備設置に対する財政支援を検討すること。

9 食物アレルギー事故防止対策について

学校等における食物アレルギー事故防止に向けた取組に対し、技術的・財政的な支援及び関係法令の整備など十分な措置を講じること。

10 栄養教諭・学校栄養職員について

食物アレルギーなど個人の課題にも対応したきめ細かな給食を実施するとともに、更なる食育の充実を図るため、栄養教諭・学校栄養職員の配置基準を早急に見直すこと。

11 2020年東京オリンピック・パラリンピックについて

- (1) 各国代表選手の事前合宿の誘致、観光プログラムの実施等を通じて、日本全国に東京大会開催の効果が波及するよう努めること。
- (2) 大会開催を契機にスポーツの持つ多様な効果を活用し、子どもから高齢者まで健康で生きがいの持てる社会を構築できるよう、特に地方自治体が進めるスポーツを活用したまちづくりや地域づくりに対し支援を行うこと。
- (3) 関連施設へのアクセス強化に向けた交通・通信インフラ整備、ハード・ソフト両面にわたるバリアフリー環境整備の促進を図ること。
- (4) 大会を活用した地方の魅力発信と活力創出のため、全国各地の総合文化祭を文化プログラムに位置付けること。

- (5) 大会開催は、日本の文化を今以上に世界へ発信する好機であり、その際に日本文化の源流といえる縄文文化を発信することは、歴史的観点からも大きな意義があることから、火焰型土器の聖火台への採用をはじめ、縄文の先人達の息吹を伝える土偶などの遺物を各種の造形に活用すること。

12 ワールドマスタースゲームズ 2021 関西について

- (1) 国による準備段階も含めた積極的な財政支援を行うこと。
- (2) 2020年東京オリンピック・パラリンピックとの一体的な広報活動の展開、地方自治体による市民参加の促進や交流イベントなど、本大会の機運醸成に向けた取組への支援を行うこと。